

# 平成27年度熊野町職員採用試験

## 職種、採用予定数、受験資格

職種	採用予定数	受験資格
一般事務職	5人程度	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ※福祉系資格（社会福祉士、社会福祉主事、主任介護支援専門員など）や栄養士・図書館司書など各種資格がある人（平成28年3月末までに取得見込みの人も含む）も一般事務職として募集します。
土木技術職	若干名	昭和61年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人 ※在学中に土木を専攻した人、またはその職務内容の経験を有する人

### ▼一次試験

時9月20日(日)

所 広島工業大学専門学校  
(広島市西区福島町2丁目1-1)

### ▼実施方法

広島県町村会に委託して  
教養試験および作文試験を  
実施します。

### ▼受験案内

総務課で7月1日(水)から  
配布します。

### ※郵送で請求する場合

郵送希望者は、請求用  
の封筒の表に「受験案内  
請求」と朱書きし、120円  
切手を貼った返信用封筒  
(A4判封筒に郵便番号、  
住所、氏名を記入)を同  
封の上、下記のあて先ま  
で郵送してください。

### ▼申込書の提出

申込書に所要事項を記入  
し、総務課へ提出してくだ  
さい。(郵送可)

### ▼申込書の受付期間

7月1日(水)～8月14日(金)  
午前8時半～午後5時15分  
(土・日曜日及び祝日を除く)

※詳しくは町ホームページ  
をご覧ください。

### 【あて先】

〒731-4292 安芸郡熊野  
町中溝一丁目1番1号 熊  
野町総務部総務課

HP <http://www.town.kumano-hiroshima.jp>



問 総務課 ☎ 820・5601

### 国民年金で免除された 保険料の追納について

老齢・障害・遺族の各基  
礎年金の受給に際しては、  
国民年金保険料の免除を受  
けた期間も保険料を全額納  
めた期間に含めて受給資格  
期間が算定されます。

ただし、老齢基礎年金  
の年金額では、保険料を全  
額納めたときの一に対して、  
全額免除期間は二分の一、  
四分の三免除期間は八分  
の五、半額免除期間は八  
分の六、四分の一免除期  
間は八分の七で計算され  
ます(※)。

また、学生納付特例と若  
年者納付猶予によって全額  
免除・猶予された期間は、  
老齢基礎年金の年金額には  
反映されないカラ期間に  
なってしまう。

そこで、これらの免除期  
間については、後でゆとり  
ができたときに、10年以内  
であれば保険料を追納して  
満額の老齢基礎年金に近づ

けることができます。

ただし、免除などの承認  
を受けた期間の翌年度から  
起算して3年度目以降に保  
険料を追納すると、承認を  
受けた当時の保険料額に経  
過期間に応じた加算額が上  
乗せされますので、お早め  
の追納をお勧めします。

なお、保険料の追納には  
納付書が必要となるため、  
広島南年金事務所にお問合  
せください。

※平成21年3月以前に免除  
された期間は、全額免除で  
三分の一、四分の三免除で  
二分の一、半額免除で三分  
の二、四分の一免除で六分  
の五で計算されることにな  
ります。

問 広島南年金事務所 ☎ 253・  
7710  
住民課保険年金グループ  
☎ 820・5604

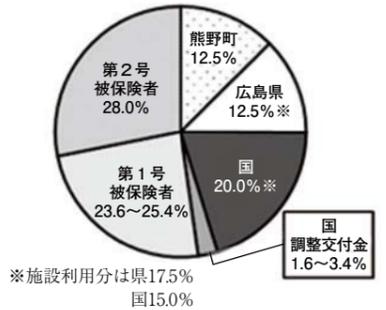
# 平成27～29年度の介護保険料について

第1号被保険者(65歳以  
上の人)の保険料は、市町  
村ごとに決められ、その額  
は、被保険者が利用する介  
護サービスの量により決定  
されます。

町では、第6期(平成27  
年度から29年度まで)の介  
護サービスに係る費用を約  
70億円と見込み、下の表の  
とおりその半分を国、県お  
よび町が公費で負担し、残  
りの半分を第1号被保険者  
保険料と第2号被保険者保  
険料(40歳から64歳までの  
人)で賄います。

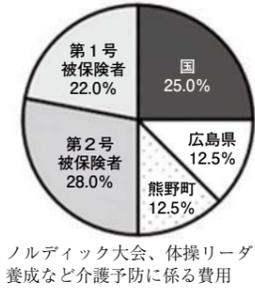
平成27年度の介護保険料は、  
7月中旬頃に通知します。  
介護保険料の納付にご理解と  
ご協力をお願いします。

## [1]熊野町の介護保険事業の財源構成

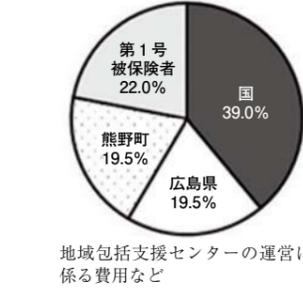


## [2]地域支援事業の財源構成

### ①介護予防事業



### ②包括的支援事業及び任意事業



第6期計画 所得段階	世帯課 税状況	本人課 税状況	区 分	基準額に 対する割合	介護保険料	
					年 額	月額のみやす
第1段階	非課税	非課税	生活保護を受給している 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	0.50 (0.45)	34,177円 (30,759円)	2,848円 (2,563円)
第2段階			課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下	0.75	51,266円	4,272円
第3段階			課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超	0.75	51,266円	4,272円
第4段階			課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	0.85	58,101円	4,842円
第5段階 (基準)	課税	課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超	1.00	68,355円	5,696円
第6段階			合計所得金額が120万円未満	1.15	78,608円	6,550円
第7段階			合計所得金額が120万円以上190万 円未満	1.30	88,861円	7,405円
第8段階			合計所得金額が190万円以上290万 円未満	1.50	102,532円	8,544円
第9段階			合計所得金額290万円以上400万円 未満	1.70	116,203円	9,684円
第10段階			合計所得金額400万円以上	1.90	129,874円	10,823円

第1段階の( )内は、平成27年度から公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合および保険料

### 平成27年度補助犬(盲 導犬)給付について

対県内(広島市を除く)に  
1年以上居住し、今後も相  
当期間県内に居住すること  
が見込まれる18歳以上の視  
覚障害者で、次の要件に該  
当する人

- ①身体障害者手帳1級または2級の人
- ②就労などにより、社会活動の参加に効果があると認められる人
- ③盲導犬を適切に利用し、飼育できると認められる人
- ④自己の所有する家屋以外の家屋に居住する人は、盲導犬の飼育について、その家屋の所有者または管理人の承諾が得られること

申請書に必要事項を記入の上、7月24日(金)までに福祉課に提出(年間を通して申請受付をしています。)

問 社会福祉法人広島県視覚障害者団体連合会事務局  
☎ 229・2320  
(福祉課)